事 務 連 絡 令和7年3月28日

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 各都道府県・指定都市幼保連携型認定こども園主管課 各文部科学大臣所轄学校法人教職員人事主管課

御中

文部科学省総合教育政策局教育 人材 政策 課

令和6年度私立高等学校等実態調査を踏まえた 特定免許状失効者管理システムの適切な活用について(周知)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号。以下「法」という。)に基づき文部科学省において整備した特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベース(以下「特定免許状失効者管理システム」という。)については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について(通知)」(令和5年3月24日付け4文科教第1806号)にて通知しているとおり、令和5年4月1日から稼働しており、学校の教育職員等を雇用するに当たって活用が義務付けられているところです。

この度、令和6年度私立高等学校等実態調査において、学校法人等(学校法人以外の私立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学省所轄の学校法人を除く。)に対して、特定免許状失効者管理システムの活用状況等について調査を行いましたので、別添のとおりその結果について周知するとともに、下記のとおり特定免許状失効者管理システムの活用に当たっての留意点等を周知いたします。

各都道府県知事部局におかれては所轄の学校法人等に対して、各指定都市首長部局におかれては所轄の幼稚園型及び幼保連携型認定こども園設置者に対して、周知をお願いいたします。

各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いします。

- 1 特定免許状失効者管理システムのユーザー登録について
- (1) 法第7条第1項に規定するとおり、教育職員等(教育職員(教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する「教育職員」をいう。)並び に学校の校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、実習助手及 び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。)を雇用しようとするときは、必ず特定免許 状失効者管理システムを活用する義務が課せられていること。特定免許状失効者 管理システムの活用は、国公私の学校種や、雇用しようとする者の常勤・非常勤 等の雇用形態によらず、上記の「教育職員等」の定義に該当する者を雇用しようとする全ての場合において必要であること。
- (2) 法令上の活用義務が定められているにも関わらず、未だユーザー登録手続を行っていない学校法人等や、ユーザー登録は行ったものの特定免許状失効者管理システムを適切に活用していない学校法人等が多く見られた。未だユーザー登録が行われていない場合や、昨年4月末までにアカウント有効期限延長を実施せず、必要なアカウントが削除されたユーザーについては、速やかに登録手続を行い、特定免許状失効者管理システムを活用すること(登録手続は、「操作マニュアル」採用権者向け アカウント登録」の項を参照し、システム上でユーザーID 仮申請を行ったのち、メールにて本申請を行うこと。なお、特定免許状失効者管理システムの操作説明等に関する動画を追って周知予定であるので、マニュアルと併せて参照すること)。
- (3) 新設の法人など、組織として初めて特定免許状失効者管理システムの使用を開始する場合には、ユーザーID申請に併せて、「特定免許状失効者管理システム_利用許諾申請書(様式1)」を本件担当宛にメールで提出する必要があること。
- (4) 特定免許状失効者管理システムは、教育職員等を雇用する権限を有する法人単位で活用するものであり、例えば複数学校を設置する法人であっても、法的な雇用者ではない各学校単位でユーザー登録を行うことは原則としてできないこと。
- (5) ユーザーアカウントの有効期限は、登録又は更新手続を行った翌年度の4月30日に設定されているため、毎年4月初旬に、登録されたメールアドレス宛に特定免許状失効者管理システムから有効期限に関する電子メールが送信されること。アカウント有効期限延長を実施しなければ、アカウントが自動的に削除されてしまうため、引き続き特定免許状失効者管理システムを活用する者については、有効期限延長に係る手続を実施する必要があること(アカウント有効期限延長は、操作マニュアル_採用権者向けアカウント有効期限延長の項を参照)。

- (6)登録ユーザーに異動や退職等があり利用者ではなくなった場合は、アカウントの削除が必要であること(アカウントの利用停止・削除は、操作マニュアル_採用権者向け アカウント削除の項を参照)。
- 2 特定免許状失効者管理システムの活用について
- (1)特定免許状失効者管理システムの活用等により、採用希望者が特定免許状失効 者等であることが判明した場合は、その情報を端緒として、採用面接等において 経歴等の詳細な確認を行うなど、法の基本理念に則り、十分に慎重に、適切な雇 用の判断を行うこと。
- (2) 採用候補者が全て女性である又は新卒採用である等の理由により、特定免許状 失効者管理システムを活用していない事例が見られたが、性別や前職の有無、常 勤・非常勤等の雇用形態等に関わらず、必ず特定免許状失効者管理システムを活 用する必要があり、活用せずに採用を行った場合は法律違反であること。
- (3) 特定免許状失効者管理システムは、現職教員が現在所有している教員免許状の有効性を確認又は管理する目的のシステムではなく、採用候補者が「過去に児童生徒性暴力等を行ったことが原因で、教員免許状が失効又は取上げになった事実がないかどうか」を、採用前に確認し、適切な雇用の判断につなげる趣旨のものであること。このため、それ以外の目的、すなわち、例えば現職教員が特定免許状失効者等でないか、また現在所有する教員免許状の有効性の確認を行うなどの目的で本システムを活用することは、個人情報保護の観点から法律違反となること。なお、採用候補者の所有している教員免許状の有効性を確認するに当たっては、免許状原本を確認するとともに、官報情報検索ツールも活用いただきたいこと。
- (4)特定免許状失効者管理システムは、こども家庭庁において構築している保育士 資格に関する「保育士特定登録取消者管理システム」とは異なるため、幼稚園型 及び幼保連携型認定こども園においては両システムそれぞれにユーザー登録し、 活用する必要があること。なお、それ以外の類型の認定こども園は特定免許状失 効者管理システム活用の対象外であること。
- (5) 特定免許状失効者管理システムは機微な個人情報を扱うシステムのため、その管理においては個人情報保護法第23条に基づき安全管理措置を実施する義務があること(安全管理措置は業務マニュアル「第3章5. 遵守すべき事項」の項を参照)。
 - 例)・個人データの取扱に係る規律を整備する
 - 外部からの不正アクセスから保護する仕組みの導入
 - ・データベース利用権限のない者による覗き込み対策 等
- 3 その他の留意事項等について

- (1) 多くの学校法人等から、当省に対して、通知やマニュアル類が送付されていないという問合せを受けていることに加え、学校法人等から都道府県等に問い合わせたところ、把握していないので文部科学省へ問い合わせてほしいとの回答を受けたといった事例も見られる。今一度、関係通知やマニュアル等の受信状況を確認の上、それらが所轄の学校法人等に対して確実に送達されているか確認いただきたいこと。
- (2) 文部科学省において、特定免許状失効者管理システムの操作説明等に関する動画を作成中であり、追って周知予定であるので、特定免許状失効者管理システムの活用に当たって参考にされたいこと。

別添資料

私立高等学校等実態調査(特定免許状失効者管理システムの活用状況等)の結果に ついて

特定免許状失効者管理システム_業務マニュアル_v2.0 特定免許状失効者管理システム_操作マニュアル_管理責任者向け 特定免許状失効者管理システム_操作マニュアル_採用権者向け 特定免許状失効者管理システム 利用許諾申請書(様式1)

<u>システムの使用方法に関する問合せは本件担当ではなく、</u> システム上の問合せ機能から問い合わせ願います。

本件担当:総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許 • 研修企画室 法規係

E-MAIL: tokutei@mext.go.jp

※本件担当への問合せはメールにてお願いします。